## 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への 適合性確認のプロセスについて(内規) (20200702保局第2号)の一部を改正する規程 新旧対照表

「 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。]

	-
改正後	改正前
3. 民間規格等の省令基準への適合性確認のプロセス	3. 民間規格等の省令基準への適合性確認のプロセス
(略)	(略)
国は、民間規格評価機関が別紙に定める要件を満たしていることの確認を、評価	国による要件に従った適切な評価の実施確認は、別紙に示す要件に基づき評価委
<u>委員会への立会い、規格の評価計画の確認、評価の実施状況についての一年(継続</u>	員会への立会い、規格の評価計画の提出、評価の実施状況についての1年ごとの定
して評価を適切に実施していると国が認めた民間規格評価機関にあっては、三年)	期報告等によって行う。この確認において、民間規格評価機関が要件を満たしてい
<u>ごとに行う定期報告等により行うものとする。</u>	ないと判断された場合には、当該機関が評価した民間規格等について、国は省令基
国は、民間規格評価機関が別紙に定める要件を満たしていないと認めた場合に	準を満足するものとして認められるものとしないことができる。
は、当該民間規格評価機関が評価した民間規格等が省令基準に適合しているかどう	
かを確認するものとし、省令基準に適合していないと認められるときは、基準解釈	
の改正等の必要な措置を行うものとする。	